

準天頂衛星システム 衛星安否確認サービス端末の 製造・販売等に関する確認書

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 準天頂衛星システム戦略室（以下「内閣府」という）、
XXXX（以下「サービス利用事業者」という）、及び準天頂衛星システムサービス株式会社
（以下「QSS」といい、内閣府及びサービス利用事業者と総称して「本確認書当事者」とい
う）は、内閣府により運用される準天頂衛星システムにて提供される衛星安否確認サービス
（以下「本サービス」という）に供する端末（第 2 条第 1 項に定義された意味を有する）の
製造・販売等のビジネス（以下「本ビジネス」という）に関し、以下のとおり合意し本確認
書を締結する。

（目的）

第1条 本確認書は、本ビジネスを行うサービス利用事業者が遵守すべき事項を定めるこ
とを目的とする。

（対象）

第2条 本確認書は、別図-1（1/2）に示す本サービスにおいて、別図-1（2/2）に示すよう
に避難所等に設置し、被災者の安否に関する情報を取集・送信するための衛星安否確認
サービス端末の構成部品である端末本体（以下「端末」という）に関して、サービス利用
事業者が行う本ビジネスを対象とする。

- 2 サービス利用事業者が、端末の製造、販売、及びこれに関連する業務の全部又は一部を
サービス利用事業者と異なる法人又は個人である第三者に委託し又は請け負わせる場合
には、原則として、国内に本店又は住所を有し、かつ、国内にて当該業務を行う第三者
に委託し又は請け負わせることとし、その他の第三者に委託し又は請け負わせる場合は、
他の本確認書当事者の同意を要するものとする。なお、本ビジネスを行う際に、サービ
ス利用事業者が、端末の製造、販売、及びこれに関連する業務の全部又は一部を上記の
第三者に委託し、又は請け負わせる等により、第三者が端末の製造、販売、及びこれに
関連する業務を行う場合、サービス利用事業者は当該第三者に対し、本確認書に定める
サービス利用事業者が負う義務を遵守させ、その履行に関しサービス利用事業者の管理・
監督のもとで行わせるものとし、その責任はサービス利用事業者が負うものとする。

（本ビジネスの制限）

第3条 本サービスの利用者については、府省庁や地方自治体等の公共団体・地方公共団体
（以下「利用機関」という）を想定している。

従って、本サービスは府省庁や地方自治体等の公共団体・地方公共団体以外の一般ユー
ーザが利用する事は想定していないため、例えば、個人の連絡用として端末を製造・販
売（レンタル、リースを含む。以下同じ）することはできず、本ビジネスの対象外とす
る。

また、本サービス及び端末の用途は、第 4 条第 2 項の法令により、公共業務としての

防災対策に限定するものとする。

(法令の遵守)

第4条 サービス利用事業者は、端末の製造・販売にあつては、関連する法令を遵守するものとする。

- 2 サービス利用事業者は、端末を、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及びその関連法令に定められる技術基準等に従って製造を行うものとする。また、端末の無線局としての技術基準は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十四の四に定められる条件に適合させると共に、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七条）第二条一項三十号の四に定める種別の特定無線設備として技術基準に適合させるものとする。
- 3 サービス利用事業者は、製造した端末に対しては、前項の技術基準の適合証明を受け、これを内閣府及び QSS に書面により報告するものとする。技術基準適合証明を受けた特定無線設備である端末は、電波法第二十七条の二により内閣府が免許人となり申請・開設された包括免許（QZSS 携帯移動地球局：Q-ANPI 端末）の下（個別の免許申請は不可）で利用する。
- 4 サービス利用事業者は、内閣府が制定した無線局管理規程に基づき、端末の管理・運用を規定した無線局管理要領を作成し、内閣府の承認を得るものとする。

(IS-QZSS-ANPI の遵守)

第5条 サービス利用事業者は、端末の製造にあつては、下記の文書に従うものとする。

- ・ IS-QZSS-ANPI 「準天頂衛星システム ユーザインタフェース仕様書 衛星安否確認サービス編」
- ・ CD10412015 「準天頂衛星システム衛星安否確認サービス／利用機関インタフェース管理仕様書」

- 2 サービス利用事業者は、前項に定める文書に関し疑義が生じた場合は、書面にて内閣府及び QSS に確認を行うものとする。
- 3 サービス利用事業者は、端末を製造する際、他の機関・企業の有する特許等を使用する場合には、サービス利用事業者にて特許等の使用に関し適正に処置を行うものとする。

(端末 ID の管理)

第6条 端末の製造にあつては、①QSS が管理し、サービス利用事業者に通知するサービス利用事業者 ID 及び②サービス利用事業者が各自で管理する識別番号を用いて、個体識別番号（S/N）を付与し管理するものとする。

端末の通信に必要となる、端末毎の端末 ID 及びその配布先である利用機関毎の利用機関 ID は、サービス利用事業者が、QSS に端末及び利用機関の情報を通知し、QSS よ

り払い出しを受けるものとする。

- 2 サービス利用事業者は、製造した端末に対して、端末 ID 及び利用機関 ID の設定を行うと共に、サービス利用事業者以外の者が、端末の端末 ID 及び利用機関 ID の設定、変更を行えないようにする仕組みを導入するものとする。

（プロトタイプ端末に係る技術情報）

第7条 サービス利用事業者は、自身が保有するノウハウや知的財産権により付加価値を付加して本ビジネスを行う場合に限り、QSS が別途定める手続きを行なうことで、QSS よりプロトタイプ端末に係る技術情報の開示を無償で受けることができる。

（費用分担）

第8条 本ビジネスに対し、内閣府及び QSS は一切の費用を負担しない。サービス利用事業者にて費用を負担するものとする。

（サービス利用期間）

第9条 本サービスの利用期間は、2018 年 11 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日までを予定している。なお、2033 年 3 月 31 日までのサービス継続を保証するものではない。

（免責）

第10条 サービス利用事業者は、添付付録に定める免責事項に同意することとする。

また、内閣府及び QSS は、QSS が本確認書に従って開示する技術情報及びサービス利用事業者が行う本ビジネスについて、いかなる保証も責任も負わないものとする。

（有効期間）

第11条 本確認書の有効期間は、締結日から別途定めるサービス利用事業者による本ビジネスの終了までとする。但し、本確認書の有効期間後も、第 3 条から第 5 条、第 10 条、第 12 条及び第 14 条の規定はなおその効力を有する。

（秘密の保持）

第12条 本確認書当事者は、第 11 条に定める本確認書の有効期間中及び終了後も、本確認書に基づき相手方より開示を受けた情報（以下「秘密情報」という）につき、自らを除く他の全ての本確認書当事者の事前の書面による同意がない限り、いかなる第三者にも開示しないこと及び本ビジネス以外の目的には使用しないことに合意する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本確認書における秘密情報として取り扱わないものとする。

(1) 開示の時点で既に公知であった情報、又は開示を受けた当事者の責によらず公知

となった情報

- (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (4) 開示を受けた当事者が独自に開発した情報

(知的財産権の帰属)

第13条 QSS が開示する技術情報については、その知的財産権は QSS が保有する。サービス利用事業者が、開示された技術情報を基に自身が保有するノウハウや知的財産権により開発した端末の知的財産権（当該技術情報に係るものを除く。）は、原則として、サービス利用事業者に帰属するものとする。

- 2 サービス利用事業者は、QSS が求める場合には、本確認書当事者で調整の上、前項に定める知的財産権を無償で実施する権利を QSS に許諾する。

(その他)

第14条 サービス利用事業者が端末の製造・販売等を行うにあたり、準天頂衛星システムを利用することを広く公表するために、QSS が保有する商標（「みちびき」など）又はロゴマークを利用する場合は、事前に QSS と協議しなければならない。

(確認書の変更・失効)

第15条 本確認書は、本確認書当事者三者の合意の上で、変更・失効させることができる。

(疑義等の解決)

第16条 本確認書について疑義を生じた場合及び確認書に定めのない事項については、本確認書当事者が別途協議して決定するものとする。

本確認書締結の証として、本書 3 通を作成し、本確認書当事者三者記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

以上

2020 年 YY 月 ZZ 日

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局

準天頂衛星システム戦略室長 滝澤 豪

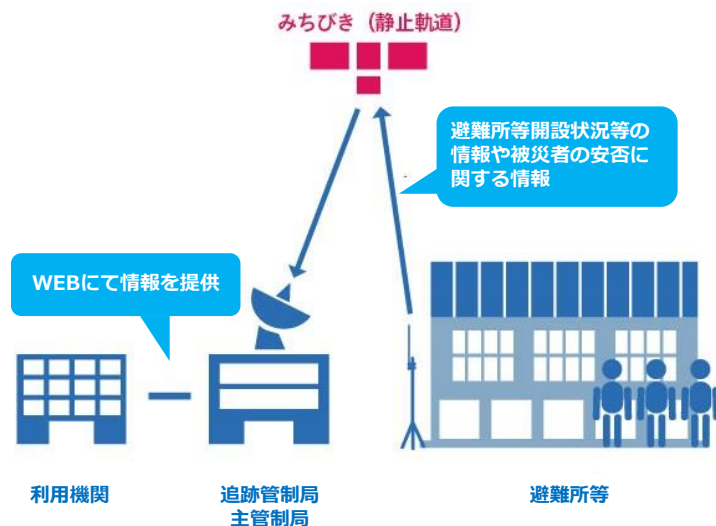
XXXX

AAAAAAAAAAAAA BBBB

準天頂衛星システムサービス株式会社

代表取締役社長 鎌形 亨

別図-1 (1/2) 準天頂衛星システム 衛星安否確認サービス 概要



衛星安否確認サービスは、避難所開設状況等の情報や被災者の安否情報を静止軌道衛星と送受信します。

災害時には、府省庁や地方自治体等（以下「利用機関」という）の避難所等から避難所開設状況等の情報を収集し、その情報を災害対策に利用できるように関係する利用機関に提供します。避難所等からの情報は、情報そのもの及びそれらの情報をもとに統計処理等を行える方法で提供します。

また、避難所等における被災者の安否情報を収集し、近親者などの利用者にその情報を WEB により提供します。

なお、災害時、避難所等に限定せず、また、平常時においても、避難所等からの救難要請等の情報を収集し、関係する利用機関にその情報を提供することにより、救難要請や情報提供等にも利用可能です。

別図-1 (2/2) 準天頂衛星システム 衛星安否確認サービス端末 概要



衛星安否確認サービス端末は、端末本体、管理 PC 及びスマートフォンから構成される。本確認書での「端末」は、上記の「端末本体」を意味するものとする。

添付付録 免責事項

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 準天頂衛星システム戦略室（以下「内閣府」という）及び準天頂衛星システムサービス株式会社（以下「QSS」という）は、受信機及びアプリケーションの開発等によって、準天頂衛星システムを利用したサービスを広く実施していただく目的で、パフォーマンススタンダード（PS-QZSS）、準天頂衛星システム ユーザーインタフェース仕様書 衛星安否確認サービス編（IS-QZSS-ANPI）及び CD10412015「準天頂衛星システム衛星安否確認サービス／利用機関インタフェース管理仕様書」（以下「本関連書類」という）を開示し、利便性の高いサービスの提供を目指しております。

準天頂衛星システムが生成し、衛星より配信する衛星安否確認サービス（以下「本サービス」という）は、利用者は無償でご利用いただけます。

ただし、本サービスの内容及び提供に関する保証はなく、受信機側において信号が受信されない又は不正確な信号が受信されることがあります。また、本サービスの提供及び本確認書に従って QSS から開示される技術情報（以下「本技術情報」という）の開示に当たって、内閣府及び QSS は、その影響に応じて相応な冗長性、バックアップ及びフェイルセーフ等の事故防止策を確保する義務を負うことはなく、利用者又はサービス利用事業者が確保しなかったことに伴う責任を負いません。

なお、日本政府の決定に基づき、予告なく本サービスの停止又は内容の変更を行う場合があります。

本関連書類、本技術情報及び本サービスは以下に定める条件により提供されておりますので、ご同意の上でご利用ください。

- i) 内閣府及び QSS は、本関連書類、本技術情報及びそれらの内容につき、今後変更がないこと、正確性、完全性及び利便性があること、利用者又はサービス利用事業者の要求又は特定の目的に適合していること、並びに、第三者が保有する知的財産権に対する侵害がないこと等について、本関連書類又は本技術情報内に明示されているか否かを問わず、いかなる保証も行いません。
- ii) 内閣府及び QSS は、本サービスの提供に関し、本関連書類に記載された本サービスの範囲、精度、アベイラビリティ（可用性）、継続性、インテグリティ（完全性）、本サービスに利便性があること、利用者又はサービス利用事業者の要求又は特定の目的に適合していること、及び、第三者が保有する知的財産権に対する侵害がないこと等につい

て、準天頂衛星システム又は外部システム等の原因を問わず、いかなる保証も行いません。

- iii) 適用される法令が許す範囲内で、内閣府及び QSS は、サービス利用事業者が本ビジネスを実施するにともない生じた損害、又は、本関連書類、本技術情報及び本サービスの利用者が、本関連書類、本技術情報及びそれらの内容若しくは本サービスを利用したこと、本サービスを利用しようとした者が本サービスを利用できなかったこと、若しくは、本関連書類若しくは本技術情報の内容が変更されたことに起因して生じたいかなる損害（直接、間接、偶発、特別及び派生的な損害を含みます。契約責任、製造物責任、厳格責任、不法行為責任又はその他の責任から生じたかを問わず、また、本関連書類、本技術情報及び本サービスの提供に関して故意*又は過失が存在したか否かを問いません。）についても、責任を負いません。

*iii) の「故意」は、政府決定によるサービスの停止・変更を想定。